

ご一読ください

集合契約 A①、A②の契約参加条件

- ① 新規参加施設様は必ず厚労省の手引き、プログラムを確認してからご参加ください。
内容をわからず参加いただきトラブルになることが多くございます。
- ② 自施設での健診の方の保健指導しか実施しないということでお断りされたという事例が多くございます。集合契約における特定保健指導の対象者は保険証と利用券又はセット券を提示した者はすべて受け入れることが条件となっております。今一度ご確認ください。

A①・A② 共通事項

- 日本病院会または日本人間ドック・予防医療学会の（施設）会員であること
- 社会保険診療報酬支払基金に特定健診・特定保健指導機関番号を登録していること
- 厚生労働省の示す「標準的な健診・保健指導プログラム」（令和 6 年度版）および「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」（第 4.1 版）を読んで確認し、ルールに基づいて実施ができること
- 厚生労働省の示す委託基準を遵守していること（手引き参照）
- 特定健診で集合契約に参加をする場合、特定健診・詳細項目 4 項目についてはすべて実施できること（自施設で実施、再委託いづれでもよいがすべて実施できること）
- システム対応が整っており、国で定める標準的な電子的様式（XML 形式）にて特定健診・特定保健指導結果および決済データを送付（送信）できること（自施設で対応、外注いづれでもよいが最終的に送付（送信）できること）
- 本集合契約は単年度契約であり、年度途中の辞退は認められないことを了承していること
- 集合契約 A①と、さらに集合契約 B①（貴施設が所在する各都道府県に設置の保険者協議会が契約相手先／おもに地区医師会がとりまとめ機関）にも参加する場合、契約書条文に則って、必ず何れか低い健診料金等で実施すること（A、B 両方契約した場合＜契約相手先の保険者との契約が複数の場合＞、実施内容が同一であれば契約単価の安い方が適用されることが契約条文にあることを理解すること）
- 集合契約 A①において特定保健指導を実施する場合、受診者が他の機関で特定健診を受けた場合でも、特定保健指導を実施することが可能なこと
- 集合契約 A①において、特定保健指導を未実施の健診機関に受診者が間違えてセット券を持参した場合でも、健診のみの受診は可能である旨を受診者に説明し実施することが可能なこと

A② 参加の条件

- 当学会の集合契約 A①に参加していること
- 特定健診から特定保健指導（動機付け・積極的）すべてを受託していること